

学校施設維持保全の機械設備に対する国の予算措置を求める意見書

各学校施設は、耐震化整備こそ進んだものの、機械設備の整備がおくれている。自治体によっては財政難により耐用年数を過ぎた機械設備機器を故障しない限り、そのまま使用し続けるといった実態も存在する。

多くの学校施設は築後40年前後がたち、機械設備の老朽化が著しく、誤作動や未作動といったふぐあいも出ている。これらは、耐用年数を過ぎても維持保全ができていないことが主な原因である。

現在、文部科学省では大規模改造（法令適合）事業として「学校施設環境改善交付金」という制度を設けているが、各学校における機械設備の整備には条件が合わず利用できないというのが現状である。

学校施設は、子どもたちが安心して学べる施設であるとともに、災害時には地域の避難拠点にもなる極めて重要な施設である。機械設備の各機能は施設における心臓部とも言える。よって、耐用年数を過ぎた機械設備の維持保全に対する国の予算措置を求める。

- 1 「受変電設備」を初め、配線器具などの「電気設備」や「分電盤」、揚水・消火・散水を含む「ポンプ設備」、火災報知機・排煙・防火扉・警報機などの「防災設備」、防災無線や体育館で使用する「放送機器」など、耐用年数を過ぎた機械設備の維持保全に対する国の予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣